

農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領

制定	平成22年3月5日	21総合第1907号
改正	平成22年3月31日	21総合第2119号
	平成22年11月17日	22環第187号
		22国際第730号
		22総合第1178号
		22生産第5427号
		22経営第4361号
	平成23年3月9日	22環第284号
		22国際第1085号
		22総合第1649号
		22生産第10118号
		22経営第6466号

(大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)

第1 総則

以下の事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

I 農山漁村6次産業化対策事業

1 農林漁業者の加工・販売への取組促進（基幹対策）

(1) 6次産業総合推進事業

- ① 6次産業推進地域支援事業
- ② 6次産業推進中央支援事業
- ③ 6次産業化促進技術対策事業

(2) 知的財産戦略・ブランド化総合事業

- ① 農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業
- ② 食文化活用・創造事業
- ③ 農林水産知的財産戦略総合推進事業
- ④ 地域ブランド化・新需要創造支援事業

2 農山漁村に由来する資源の活用促進（基幹対策）

(1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

- ① 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

3 国内市場活性化（市場拡大対策）

(1) 卸売市場機能強化対策事業

- ① 中央卸売市場戦略的経営展望策定支援事業
- ② 卸売市場の機能高度化に係る調査事業
- ③ 一貫したコールドチェーン体制の整備事業

(2) 食品産業品質管理・信頼性向上支援事業

- ① 食品産業品質管理・信頼性向上支援事業

(3) 食品産業環境対策支援事業

- ① 食品産業環境対策支援事業

(4) 大豆安定供給確保支援事業

- ① 大豆安定供給確保支援事業

- 4 海外市場開拓（市場拡大対策）
 - (1) 輸出倍増サポート事業
 - ① 輸出に取り組む事業者向け対策
 - ② 農林水産物等輸出課題解決対策
 - ③ 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策
 - ④ 販売拠点構築対策
 - ⑤ マッチング対策
 - ⑥ 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進対策
 - (2) 東アジア食品産業海外展開支援事業
 - ① 東アジア食品産業海外展開支援事業
- II 農山漁村6次産業化対策整備事業
 - 1 農山漁業者の加工・販売への取組促進（基幹対策）
 - (1) 6次産業化推進整備事業
 - ① 農業主導タイプ
 - ② 地産地消タイプ
 - ③ 農商工等連携タイプ
 - 2 農山漁村に由来する資源の活用促進（基幹対策）
 - (1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
 - ① 新技術の確立・実証（実証施設の整備）

第2 趣旨

各事業ごとにそれぞれ別表1の第2欄に掲げるとおりとします。

第3 事業内容

各事業ごとにそれぞれ別表1の第3欄に掲げるとおりとします。

第4 応募団体の要件

本事業に応募ができる団体は、各事業ごとにそれぞれ別表1の第4欄に掲げる団体であって、以下の要件を全て満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」といいます。）で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」といいます。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

- 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

第5 補助対象経費の範囲

各事業ごとにそれぞれ別表1の第5欄に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致するとは限りません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設（別表1の事業Ⅱの1の(1)の①～③（農業主導タイプ、地産地消タイプ、農商工等連携タイプ）及び2の(1)の①（緑と水の環境技術革命プロジェクト事業）の項の第5欄に掲げる経費を除く。）及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に支出される経費（別表1の第8欄に掲げる各事業ごとの実施要領（以下「実施要領」という。）に定める場合を除く。）
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費
- 7 補助の対象としない経費として実施要領で定めるもの

第7 補助金額

補助金額については各事業ごとにそれぞれ別表1の第6欄に掲げるとおりとし、この範囲で事業実施に必要な経費を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります（第14の5を参照）。

第8 補助率

各事業ごとにそれぞれ別表1の第7欄に掲げるとおりとします。

第9 補助事業実施期間

平成23年度の各事業の交付決定の日から平成24年3月31までとします。

第10 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、各事業ごとにそれぞれ別表2に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限、提出先、提出部数等については、各事業ごとに行う公示に別途記載します。

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。
- (7) 申請書類は、各事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

第11 補助金交付候補者の選定

1 審査方法

提出された申請書類については、各事業ごとにそれぞれ別表3に掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前審査、課題提案会等を行った後、大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長又は経営局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」といいます。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」といいます。）を選定するものとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第12 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農山漁村6次産業化対策実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）並びに農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知）及び実施要領（以下「要綱等」といいます。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」といいます。）を事業担当課まで提出していただきます。申請書等を事業担当課等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を發出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第14 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金等に係

る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び
農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付
規則」といいます。）に基づき、適正に執行すること。

- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を、事業実施主体の会計部署等において実
施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補
助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主
体が経理能力を有すると認める者（学生は、除きます。）に経理を行わせ、
公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正
な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」
といます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表
者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下
「処分制限期間」といいます。）においては、事業終了後も善良なる管理者
の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなけれ
ばなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円
以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け
等を行う場合は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入について
は、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に
納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用
新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回
路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下
「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体
に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、以下
の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、
その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして
当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を国に
許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権
等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合
において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてそ
の理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該
権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業

業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合は、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、原則30日間、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問合せ > 調達情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募、URL <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

附則

この公募要領は、平成23年3月9日から施行する。

別表1 【抜粋】

第1 事業No.	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率	第8 実施要領	その他
II 農山漁村6次産業化対策整備事業								
1 農林漁業者の加工・販売への取組促進								
(1) 6次産業化推進整備事業								
①農業主導タイプ	現在、農山漁村の活性化のため、農業者が自ら加工・販売等に取り組む経営の多角化、産地の収益力強化につながる産地消の推進及び地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の連携など、農林漁業と2次・3次産業との融合を図る「農山漁村の6次産業化」を推進しているところである。	1 6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等）についての新たな取組を行う農業法人等をいう。以下同じ。）が加工・流通・販売等に関する新たな取組を行う場合（既に取り組んでいる加工・流通・販売等の取組を拡充するための生産量の増加又は品質等の向上又は新たな品目に係る農畜産物の加工・流通・販売等のいずれか一つ以上に取り組む場合を含む。）に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要となる機械・施設等の整備を行う。	1 6次産業化法人及び連携法人の組織の形態は、次に掲げるとおりとする。 (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条の8第1項に規定する農事組合法人のうち農業経営を行う法人 (2) (1)以外の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものであって、耕作又は養畜に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、これに係る利益を全ての構成員に對して配分しているものに限る。）	1 6次産業化法人が事業実施主体となる場合 (1) 加工・流通・販売等に関する機械・施設等 ① 農畜産物集出荷貯蔵施設 ② 農畜産物加工施設 ③ 農畜産物販売施設 ④ 農畜産物提供施設 ⑤ 未利用資源活用施設 ⑥ 建物用地整備 ⑦ ①から⑥までの附帯施設 (2) 生産に関する機械・施設等 ① 簡易土地基盤整備 ② 農業用水施設 ③ 高生産性農業用機械施設 ④ 乾燥調製貯蔵施設 ⑤ 育苗施設 ⑥ 高品質堆肥製造施設 ⑦ 新技術活用種苗等供給施設 ⑧ ①から⑦までの附帯施設 (3) 特設施設等 ① (1)及び(2)に掲げる機械・施設等以外であって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）が特に必要と認める機械・施設等 ② ①の附帯施設	564,842千円以内	6次産業化法人は、第5欄の施設等の整備に要する経費の1/2以内、連携法人は、1/3以内とする。ただし、第5欄の①及び(2)の③及び(3)の農業用機械及びその附帯施設については、1/3以内とする。	6次産業化推進整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22総合第○号総合通知）	6次産業化推進整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22総合第○号総合通知）
	このような状況を踏まえ、農業法人等が経営の複合化・多角化を図る取組、地域の農林水産物の産地の収益力強化のための地産地消の取組及び農林漁業者と食品産業事業者が安定的な取引関係を確立して行う農商工等連携の取組に必要な機械・施設の整備等を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化を強力に推進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図るものとする。	2 連携法人（6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等をいう。以下同じ。）が1の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要となる機械・施設等の整備を行う。	2 1の農業法人等は次の(1)から(4)までの要件を全て満たすものとする。 なお、連携法人にあっては(5)及び(6)の要件も満たすものとする。 (1) 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ当該農家が議決権の過半を占める等、農家が当該法人又は団体の事業活動を実質的に支配すると認められること。なお、構成員に3戸以上の農家を含まない法人又は団体にあっては、常時雇用人を3名以上雇用している又は					

		<p>常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>(2) 農業経営を改善するための計画を有していること。</p> <p>(3) 農畜産物の生産を行っている又は生産を計画していること。</p> <p>(4) 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人以下のものであること。また、大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないものをいう。）から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(5) 6次産業化法人と目標年度までの期間以上の取引契約（原料供給契約等）を締結していること。</p> <p>(6) 6次産業化法人の子会社でないこと。</p>	<p>2 連携法人が事業実施主体となる場合</p> <p>(1) 生産に関する機械・施設等</p> <p>① 簡易土地基盤整備</p> <p>② 農業用水施設</p> <p>③ 高生産性農業用機械施設</p> <p>④ 乾燥調製貯蔵施設</p> <p>⑤ 育苗施設</p> <p>⑥ 高品質堆肥製造施設</p> <p>⑦ 新技術活用種苗等供給施設</p> <p>⑧ ①から⑦までの附帯施設</p> <p>(2) 特認施設等</p> <p>① (1)に掲げる機械・施設等以外であつて、地方農政局長等が特に必要と認める生産に関する機械・施設等</p> <p>② ①の附帯施設</p>		
<p>② 地産地消タイプ</p>	<p>地産地消活動に必要な施設の整備を行う。</p> <p>1 農業協同組合（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合連合会、農業協同組合</p> <p>2 公社（地方公共団体が出資している法人）</p>	<p>次の1又は2に掲げる者とする。</p> <p>1 農業協同組合（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合連合会、農業協同組合</p> <p>2 公社（地方公共団体が出資している法人）</p>	<p>地産地消活動に必要な施設</p> <p>1 直売施設</p> <p>2 農林水産物処理加工施設</p> <p>3 地域食材供給施設</p> <p>4 農林水産物集出荷貯蔵施設</p> <p>5 交流施設</p> <p>5の交流施設を整備する場合は直売施設の附帯施設として直売施設と一体的に整備するものとする。</p> <p>6 1から4までの附帯施設</p>	<p>304,757千円以内</p>	<p>1/2以内（原則として、総事業費は5千万円以上であること。）</p>
<p>③ 農商工等連携タイプ</p>	<p>農林漁業者等又は農林漁業者団体等と食品の製造等を行う民間事業者とが安定的取引関係を確立し、地域の資源である農林水産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売施設、農林漁業用機械施設</p>	<p>1 食品産業事業者</p> <p>食品の製造等を行う中小企業等（中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業者（個人を除く。）、又は農業協同組合等をいう。）であつて、農</p>	<p>1 食品の加工・販売のために必要な機械・施設</p> <p>(1) 農林漁業者等又は農林漁業者団体等と食品産業事業者との間で、新商品等の原材料となる連携農林水産物（商品の重</p>	<p>677,271千円以内</p>	<p>1/2以内（原則として補助することのできる上限額</p>

		<p>の整備等を行う。</p>	<p>林漁業者等又は2の団体等と連携するものをいう。</p> <p>2 農林漁業者団体等 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することのできると認められる団体であって、1の食品産業界事業者と連携するものをいう。</p>	<p>必要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物をいう。)を有効に活用した食品の加工・販売に必要不可欠な、当該新商品等の製造過程の特殊性に対応した機械・施設(ただし、販売施設は、加工機械・施設と一体的に整備するものに限る。)</p> <p>(2) (1)の附帯施設(当該新商品等の加工・販売の用途に使用されるものに限る。)</p> <p>2 農林水産物の生産等のために必要な機械・施設</p> <p>(1) 新規作物導入支援施設 (2) 育苗施設 (3) 農林水産物運搬施設 (4) 営農飲雑用水施設 (5) 高生産性農業用機械施設 (6) 特用林産物生産施設 (7) 種苗生産・蓄養施設 (8) 農林水産物処理加工施設 (9) 乾燥調製貯蔵施設 (10) 農林水産物集出荷貯蔵施設 (11) (1)から(10)までの附帯施設</p>		<p>は、1億円とする。)</p>	
--	--	-----------------	---	---	--	-------------------	--

事業の種類	申請書類（第 10 関係）
I 農林漁業者の加工・販売への取組促進	
(1) 6 次産業化推進整備事業	
①農業主導タイプ	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書（別紙様式 18-1） 2 事業実施計画（別紙様式 18-2） 3 添付資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 登記事項証明書 (3) 農業生産を行っていること分かる資料 (4) 直近 3 ヶ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） (5) 商品等の販路や需要等が明らかになる書類 (6) 原材料となる農畜産物の調達先及び数量等に関する計画が明らかとなる書類 (7) 商品の製造数量及び販売数量（販売価格）等に関する計画が明らかとなる書類 (8) 機械・施設等の規模・能力が適正であることを明らかとする書類 (9) 組織の収入及び支出に関する計画が明らかとなる書類 (10) 取組内容に関するフローチャート (11) 事業費積算の根拠となる書類 (12) 機械・施設等の収入及び支出に関する計画が明らかとなる書類 (13) 機械・施設等の位置図 (14) 機械・施設等の配置図及び平面図 (15) 費用対効果分析及び効果の出典に関する書類 (16) 借入金の償還に関する計画が明らかとなる書類 <p>その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、(1)から(16)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>また、上記の資料は A4 サイズ片面印刷で提出してください。</p>
②地産地消タイプ	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書 2 事業実施計画（別紙様式 19-1） 3 費用対効果分析（別紙様式 19-2） 4 添付資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業実施主体の概要が分かる資料（定款・規約、役員名簿、直近 1 事業年度の収支決算・貸借対照表、パンフレット等）

	<p>(2) 機械・施設の規模決定根拠（規模（導入する機械の能力、台数、施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等）を決定した計算過程をその根拠となる処理・加工量、出荷量、利用計画、機械・施設の能力、既存の機械・処理の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。）</p> <p>(3) 機械・施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入機械・施設のカタログ等</p> <p>(4) 収支計画</p> <p>その他、追加資料の提出を求める場合がありますのでご留意願 います。また、(1)から(4)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。</p>
<p>③農商工等連携 タイプ</p>	<p>1 事業に係る課題提案書（別紙様式1-1）</p> <p>提案の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。</p> <p>(1) 応募者に関する事項（別紙様式1-2）</p> <p>(2) 取組内容に関する事項（別紙様式1-3）</p> <p>(3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式1-4）</p> <p>2 事業実施計画（別紙様式20-1）</p> <p>3 費用対効果分析（別紙様式20-2）</p> <p>4 添付資料</p> <p>(1) 事業実施主体の概要が分かる資料（定款・規約、役員名簿、直近1事業年度の収支決算・貸借対照表、パンフレット等）</p> <p>(2) 機械・施設の規模決定根拠（規模（導入する機械の能力、台数、施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等）を決定した計算過程をその根拠となる処理・加工量、出荷量、利用計画、機械・施設の能力、既存の機械・処理の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。）</p> <p>(3) 機械・施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、導入機械・施設のカタログ等</p> <p>(4) 機械・施設整備の工程（工事日程）表</p> <p>(5) 製造工程のフローチャート</p> <p>(6) 収支計画</p> <p>(7) 連携農林漁業者又は農林漁業者団体と食品産業事業者が共同で作成した連携計画</p> <p>ただし、(1)から(7)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>また、上記の資料は、A4サイズの片面印刷で提出してください。</p>

事業の種類	審査手順等（第11関係）
1 農林漁業者の加工・販売への取組促進	
(1) 6次産業化推進整備事業	
①農業主導タイプ	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 応募</p> <p>応募団体は、所在する都道府県を管轄する地方農政局等（北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）の事業担当課を通じて、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に対して応募申請を行います。</p> <p>(2) 書類確認</p> <p>応募書類について、地方農政局等の事業担当課が応募要件等を確認します。この際、必要に応じて問合せ等行うことがあります。</p> <p>地方農政局等の事業担当課が行う書類確認を経て、応募要件等を満たしている場合には、応募書類は経営局長へ送付されます。その後、応募書類は選定審査委員会の各委員へ送付されます。</p> <p>(3) 選定審査委員会による審査</p> <p>① 委員会の各委員は、応募書類について、委員会の開催に先立ち事前審査（書面審査）を行います。この際、各委員から寄せられた疑問・質問等について、事業担当課を通じて問合せ等行うことがあります。</p> <p>② 委員会の本審査により、補助金交付候補者案が選定されます。</p> <p>(4) 補助金交付候補者の決定</p> <p>経営局長は、委員会の審査結果を踏まえ、総合的に判断し、補助金交付候補者を正式に決定します。</p> <p>(5) 審査結果の通知</p> <p>審査結果は補助金交付候補者が決定次第、速やかに全ての応募者に対して通知します。</p> <p>(6) その他</p> <p>補助金の累計額が予算額を上回ることにより選定されなかった者についても、本事業の執行過程において予算に余剰等が発生した場合には、追加選定を行うことがあります。</p>

	<p>なお、追加選定を行う場合は原則として平成23年10月1日までにを行うこととします。</p> <p>2 審査の観点(基準)</p> <p>(1) 審査は、次の項目について行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 趣旨との適合 ② 取組内容(販売計画及び営農・加工技術等) ③ 成果目標(所得の向上及び雇用の創出等) ④ 整備内容及び規模 ⑤ 経営状況 <p>(2) (1)の審査項目の他、次に該当した場合には、審査において考慮されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今回の取組が既に行っている取組の拡充でなく、新たな事業分野において実施される場合 ② 六次産業化法第5条の「総合化事業計画」の認定を受けている場合
<p>②地産地消タイプ</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>(1) 応募</p> <p>応募団体は、所在する都道府県を管轄する地方農政局等(北海道にあっては農林水産省生産局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)の事業担当課を通じて、農林水産省生産局長に対して応募申請を行います。</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(2) 書類確認</p> <p>応募書類について、地方農政局等の事業担当課が応募要件等を確認します。この際、必要に応じて問合せ等行うことがあります。</p> <p>地方農政局等の事業担当課が行う書類確認を経て、応募要件等を満たしている場合には、応募書類は生産局長へ送付されます。その後、応募書類は公募選定審査委員会の各委員へ送付されます。</p> <p>(3) 委員会による審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 委員会の各委員は、応募書類について、委員会の開催に先立ち事前審査(書面審査)を行います。この際、各委員から寄せられた疑問・質問等について、事業担当課を通じて問合せ等行うことがあります。 ② 委員会の本審査により、補助金交付候補者案が選定されます。 <p>(4) 補助金交付候補者の決定</p> <p>生産局長は、委員会の審査結果を踏まえ、総合的に判断し、補助金交付候補者を正式に決定します。</p> <p>(5) 審査結果の通知</p> <p>審査結果は補助金交付候補者が決定次第、速やかにすべての応募者に対して通知します。</p> <p>2 審査の観点(基準)</p> <p>(1) 審査は、次の項目について行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 趣旨との適合

	<ul style="list-style-type: none"> ② 取組内容（販売計画等） ③ 成果目標（出荷額等） ④ 波及効果 ⑤ 整備内容及び規模 <p>(2) (1)に掲げる項目の他、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条の「総合化事業計画」の認定を受けている場合には、審査において考慮されます。</p>
<p>③農商工等連携タイプ</p>	<p>1 審査の手順</p> <p>審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 応募</p> <p>応募団体は、所属する都道府県を管轄する地方農政局等（北海道にあっては農林水産省北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、以下同じ）の事業担当課を通じて、農林水産省総合食料局長に対して応募申請を行います。</p> <p>(2) 書類確認</p> <p>提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。</p> <p>なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(3) 事前審査</p> <p>事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(4) 課題提案会</p> <p>課題提案会については、必要に応じ開催することとします。</p> <p>また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）</p> <p>なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(5) 選定審査委員会</p> <p>事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点(基準)</p> <p>審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 <p>(2) 事業内容及び実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性

③ 経費配分の適正性

(3) 事業の効果

① 期待される成果

② 波及効果

(4) 行政施策等との関連性

① 農商工等連携促進法に基づき認定された農商工等連携事業計画の取組であるか

② 国その他公的支援を受けて開発された新商品等に係る取組であるか

③ 連携内容には、例えば都道府県域をまたがる取組など、広域性を伴った取組であるか